⑸　第８の８の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
⑹　第８の10の指示に従わない場合
⑺　外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合

２　国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、適正監理計画の認定を取り消すものとする。
⑴　受入建設企業が第５の２⑴の要件のいずれかを満たさなくなった場合
⑵　第５の２⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合
⑶　受入建設企業が不正の手段により第５の認定を受けたことが判明した場合
⑷　第８の８の措置を講じたにもかかわらず受入建設企業において必要な改善が認められない場合
⑸　受入建設企業が第８の10の指示に従わない場合
⑹　受入建設企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
⑺　第12の１の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合

３　２の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受入建設企業が認定に係る適正監理計画を実施することが適当でないと認めたときは、適正監理計画の認定を取り消すことができる。

４　国土交通大臣は、１から３の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。

５　１及び２の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

第13　関係機関に対する報告

１　特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。
⑴　外国人建設就労者が建設特定活動を終了し、帰国した場合
⑵　適正監理計画に即した建設特定活動が実施されていないことが判明した場合
⑶　建設特定活動の継続が不可能となった場合
⑷　受入建設企業が第５の２⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
⑸　外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
⑹　受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき

２　特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
⑴　国土交通大臣により特定監理団体の認定を受けた場合
⑵　国土交通大臣により適正監理計画の認定を受けた場合
⑶　国土交通大臣により特定監理団体の認定を取り消された場合
⑷　国土交通大臣により適正監理計画の認定を取り消された場合

３　特定監理団体は、当該団体が監理する外国人建設就労者受入事業の実施状況について、必要に応じ、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

附　則

第１　施行期日

１　この告示は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第４、第５、第12及び第13の規定は、平成27年１月１日から施行する。

２　この告示は、平成33年３月31日限り、その効力を失う。

第２　見直し

国土交通大臣は、外国人建設就労者受入事業の実施状況、技能実習制度の見直しの状況等を勘案し、本告示について必要に応じて見直しを行うものとする。

別表第１

職　種　名	作　業　名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業